## 農業経営発展計画制度が始まりました!

## こんな法人にオススメです

- ・設備投資のために資金調達したいが借金はできない
- ・生産体制の強化を図り**取引量を増やしたい**
- ・安定的な販路の確保で経営の安定・発展を図りたい<br/>
  (4)
- ・法人の規模を拡大したいが**経営・雇用管理が難しい**



## どんな制度?

- ①農地所有適格法人派が計画派を申請し、
- ②国の審査・認定を受けることで、
- ③食品事業者等からの資金調達を拡充できます※3
- ※1 農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人
- ※2 出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画(農業経営発展計画)
- ※3 議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、 農業関係者で占めなければならない出資割合を1/2超から特例的に1/3超に緩和

## メリットは?

- ・生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- ・経営発展のために連携先企業の経営ノウハウを導入できる
- ・資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる





連携先からの増資を通じて、 経営発展していきませんか? 農業経営発展計画制度の詳細はこちら一



お問合せ先

農林水産省経営局農地政策課 ☎(直通) 03-6744-2153 申請受付アドレス:hattenkeikaku@maff.go.jp